

## 第64号議案

中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の  
一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和6年9月26日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の施行に伴い規定を整備するとともに、個人番号を利用することができる事務等を追加する必要がある。

中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の  
一部を改正する条例

第1条 中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例  
(平成27年中野区条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税(同法第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。)に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「省令」という。)第2条の表1の項に規定する地方税関係情報」に、「、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項」を「若しくは住民票関係情報」に、「身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報」を「同表48の項に規定する障害者関係情報」に改め、同表12の項中「医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報」を「省令第2条の表2の項に規定する医

療保険給付関係情報」に、「介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」を「同項に規定する介護保険給付等関係情報」に、「生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報」を「同表13の項に規定する生活保護関係情報」に、「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報」を「同表17の項に規定する児童扶養手当関係情報」に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報」を「同表11の項に規定する障害者自立支援給付関係情報」に、「よる給付金の支給に関する情報」を「よる給付金」に、「特別障害者手当の支給に関する情報、」を「特別障害者手当若しくは」に、「児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報」を「同表42の項に規定する児童手当関係情報」に改め、同表13の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報」を「省令第2条の表13の項に規定する中国残留邦人等支援給付関係情報」に改める。

第2条 中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

21 区長	おむつの支給に関する事務であって規則で定めるもの
-------	--------------------------

別表第2の1の項中「又は同表48の項」を「、同表48の項」

に、「）であって」を「）、法第9条第3項に規定する戸籍関係情報（以下「戸籍関係情報」という。）、同表2の項に規定する公的給付支給等口座登録簿関係情報（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。）又は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和3年デジタル庁令第10号）第5条各号に掲げる事項であって」に改め、同表3の項中「又は障害者関係情報」を「、障害者関係情報、戸籍関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報又は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第5条各号に掲げる事項」に改め、同表12の項中「介護保険給付等関係情報」の次に「（以下「介護保険給付等関係情報」という。）」を加え、同表に次のように加える。

19 区長	おむつの支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は介護保険給付等関係情報であって、規則で定めるもの
-------	--------------------------	-----------------------------------

#### 附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年6月1日から施行する。